

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村山市長 志布 隆夫

市町村名 (市町村コード)	村山市 (62081)
地域名 (地域内農業集落名)	袖崎地域
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻を中心とした水田農業とスイカの生産が基幹となっている。主食用米の需要量が減少しているなか、土地利用型作物であるそばの作業受託を水田農業推進委員会が実施している。土地利用型作物のほかに、野菜(特にスイカ)、果樹、花きなどを生産しており、ほとんどの農業者が複合経営である。  
高齢の農業者も多く、今後、持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者などを確保、育成していくことが重要である。  
さらに、スイカ、さくらんぼの収穫の時期の人手の確保も課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である大豆については、有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化を進める。  
また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	627.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積率は現在、約50%であり、農地中間管理機構を活用し、10年後の目標として80%を目指す。また、担い手の農地交換等を中心に、点在している農地を集める集約化を進め、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえ、基盤整備事業を検討し、取り組んでいく必要があり、耕作条件が不利な圃場は基盤整備を進め、農地の集積、集約化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での農作業の効率化を図るため、複数の農家による農事組合法人の組織化を検討する。さらに、市、県、関係機関等が連携し、地域内外から多様な経営体の参入について、調整、検討を行い、相談から定着まで連携した取組みを実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農作業の効率化を図るため、地域の中心となる担い手等への作業委託を積極的に行うことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 1)近年、イノシシ、クマ、サルの目撃情報があり、行政や関係機関、猟友会、農業者を含む地域住民が一体となり、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制をつくる。具体的な活動として、追払い、電気柵の設置による防護、捕獲を組合せた対応を行う。
- 2)減農薬等で栽培している農地を、航空防除や他の圃場からの農薬等の影響を受けにくい場所に集約化していくことを検討する。
- 3)土地利用型作物の栽培の省力化には、スマート農業の取組が不可欠であり、担い手や市、県のほか関係機関が協力して導入を推進する。また、基盤施設のRTK基地局などの整備の検討を進める。
- 7)保全を進める区域での農地等の管理の方向性については、草刈りなどのほか、鳥獣緩衝帯、わらびの採取地、蜜源作物(レンゲ、柑橘系等)の作付けなどを検討する。
- 8)「農業用施設」については、地域の担い手、JA、市などが十分協議しながら導入を検討する。農作業の受委託などにより効率化を図るため、法人による乾燥調製施設等の導入を検討する。
- 10)高収益作物である、スイカの団地化の拡大を検討する。そばに替わるより収益性の高い作物の導入を検討する。